

事務所通信

臨時号

青木会計事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満3-4-4イワイビル
TEL (06) 6362-5081
FAX (06) 6362-5089
ホームページアドレス <http://www.aoki-tax.jp/>

平成19年0月発行

給与計算の扶養人数が変わります !

平成23年1月分 給料から、「子ども手当」の支給に伴い
年少者の扶養親族控除が廃止されます。

平成23年の場合

平成 8年 1月 2日以後に生まれた子が扶養親族から除かれます。

《上記は、生年月日で判断して下さい》

給与計算の際 ご注意ください

毎月の給料計算時の、上記以外の扶養親族は従来どおりです